

日増しに春らしくなってきました。皆さん お元気でご活躍のことと思います。“なでしこジャパン”と言えば女子サッカーです。東アジア女子サッカー選手権 2008 決勝大会で公式戦初優勝を果たしました。この大会は2月のFIFAランキング上位 25 位までの4チームが出場(朝鮮民主主義人民共和国・6位、日本・11位、中国・13位、韓国・25位)。4チームによる総当りリーグです。日本が3戦全勝で制し、初優勝を果たしました。公式大会初Vの快挙に普通なら1人10万円のボーナスだが、1人20万円のボーナスが出るそうです。女子サッカー北京五輪楽しみですね!

## パートタイム労働法が変わります～平成20年4月1日施行～

少子高齢化、労働力人口減少社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

—パートタイム労働者とは—

パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の対象である「短時間労働者(パートタイム労働者)」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

ここでいう、「通常の労働者」とは、事業所において社会通念にしたがい「通常」と判断される労働者をいいます。この「通常」の判断は、業務の種類ごとに行い、「正社員」「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者をいいます。例えば、労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である、など雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

事業所に同種の業務に従事するいわゆる正規型の労働者がいない場合は、フルタイムの基幹的な働き方をしている労働者がいれば、その労働者が通常の労働者となり、その労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者がパートタイム労働者となります。

### 改正のポイント

- ① 労働条件の文書交付・説明義務 ～雇入れの際は労働条件を文書などで明確に 雇入れ後も待遇について説明を～
  - (1) 一定の労働条件について明示が義務化 (改正法第6条)
  - (2) 待遇の決定に当たって考慮した事項についての説明が義務化 (改正法第13条)
- ② 均等の取れた待遇の確保の促進 ～待遇は働きに応じて決定を～
  - (1) 「正社員と同視すべきパートタイム労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止 (改正法第8条)
  - (2) (1) 以外のパートタイム労働者の賃金 (改正法第9条)、教育訓練 (同第10条)、福利厚生 (同第11条) の取扱い
- ③ 正社員への転換の推進 ～正社員へ転換するチャンスを～

正社員への転換を推進するための措置を講ずることが義務化されます。(改正法第12条)
- ④ 苦情処理・紛争解決援助 ～苦情の申し出に対応を～
  - (1) パートタイム労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。(改正法第19条)
  - (2) 紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調整委員会による調停が設けられます。(改正法第21、22条)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

(河野)

## 建設業許可 Q&A

### Q、建設業の営業所の範囲とは?

A、建設業でいう「営業所」とは、本店・支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。連絡事務所、建設業業務に関係ない本店・支店は当てはまりません。請負契約の見積、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所、若しくは他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等実質的に建設業に係わる事務所が「営業所」です。

許可を持っていても、建設業の「営業所」となっていない事務所では、軽微な建設工事でも請け負うことは出来ません。また、軽微な工事だけを業としていけばよいのですが、主たる営業所でその業種の許可を有している場合、許可業種が援用されるわけではなく、その業種についての「営業所」とされていない営業所では、軽微な工事であっても請け負えません。(鈴木)

## ひなまつり ひし餅の三色の意味は?

ひなまつりに飾られるひな人形には、きまってひし餅が飾られます。このひし餅は、白色・桃色・緑色の三段重ねで、とてもきれいです。

もともと三月三日は、山遊びといって野山に出かけて食事やお花見をしたり、磯遊びといって、海で一日遊ぶという、日本各地の風習が残ったものだといわれています。いわば「外に出ていく」遊楽の日だったのです。人々は、桃の木の下でお酒を飲んだり、食事をしたりしていました。今から五百年ほど前に、ひな人形が飾られるようになると、ひな壇に桃の花、白酒、草餅をそなえ、その前でごちそうを食べる風習も現れるようになりました。つまり、この桃の花(桃色)、白酒(白色)、草餅(緑色)の三色を使って作られたのがひし餅というわけなのです。(田上)